

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】経済産業省

【勧告日】平成27年9月8日

【回答日】平成28年8月10日

1 発電設備の認定の適正化

主な調査結果、勧告

主な改善措置状況

○ 禁止している「分割案件」(注)が認定

(注) 規制内容が緩くなるよう、発電設備を分割し、一定規模以下の設備として認定申請するもの。平成26年度から原則禁止され、発電事業者は、同一の場所では一つの発電設備として申請しなければならないこととされた。

【勧告】 発電設備の認定時・変更届出時に、「分割案件」に該当しないことの確認の徹底

○ システム(注)の導入により、「分割案件」に該当しないことの確認を徹底(平成27年12月)

(注) 認定済・申請中の全設備の情報との突合を可能とするシステム

○ 「分割案件」のおそれがある全案件に対し、該当しないことを証明する書類の提出を要求し、確認を徹底

2 電力会社への接続に要する費用の透明性の確保

○ 電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金内訳(注)の提示が不十分

(注) 発電事業者は、電力会社へ接続するための電線等の設置費用(工事費負担金)を負担しなければならない。電力会社は、その費用が合理的・不可欠であることの根拠・内訳を書面で示さなければならない。

【勧告】 電力会社に対し、工事費負担金内訳の提示を指導

○ 各電力会社に対し、工事費負担金内訳の提示を徹底し、その結果を報告するよう文書で指導し、各電力会社は社内での周知を実施(平成28年1月)

○ 事後検証を実施予定(平成28年度中)

3 買取りに必要な財源の不足に伴う借入れによる電気使用者の負担増加の抑制

○ 再生可能エネルギーの買取実績が見込みを上回り、買取りに必要な財源が不足。このため、金融機関から借入れ(平成25年11月から借入れ。26年度末の借入残高約1,424億円)を行い、財源に充当

○ 借入れに伴う利息等は電気使用者の賦課金に上乗せ(平成27年3月末時点までの累計で約8.6億円)。電気使用者の費用負担が増加

【勧告】 買取電力量の見込みをより精緻化するなど必要な措置の実施

○ 平成27年度賦課金単価から算定方法の見直しを実施。平成28年6月末の借入残高が約11億円で減少

○ 平成28年度賦課金単価は、更に精緻に算定

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】 1 実施時期 平成26年12月～27年9月
2 調査対象機関 経済産業省

【勧告日及び勧告先】 平成27年9月8日 経済産業省

【回答年月日】 平成28年8月10日

【調査の背景事情】

- 再生可能エネルギー（注1）は重要な低炭素の国産エネルギー源であり、その利用の促進を図るため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、平成24年7月から固定価格買取制度（注2）を導入
- 再生可能エネルギーが総発電電力量に占める割合は、平成23年度には10.4%（9,550億kWhのうち996億kWh）だったが、26年度には12.2%（9,101億kWhのうち1,113億kWh）となっており、再生可能エネルギーの導入が着実に進んでいる。
- 一方、再生可能エネルギーの導入が進むに従い、電気使用者の負担は年々増加しており、平成27年度における電気使用者への賦課金総額は約1兆3,222億円の見込みとなっている。
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況、電力系統への接続状況、固定価格買取制度に係る収支状況及び費用負担調整業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

（注1）太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等

（注2）電力会社が電気使用者への賦課金を原資として再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を固定価格で買い取る制度

勧告事項	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>1 「分割案件」の確認状況 (勧告要旨)</p> <p>経済産業省は、「分割案件」を防止するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 発電設備の認定に当たっては、当該認定に係る発電設備と既に認定した発電設備の情報の突合を強化するなどにより、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置しようとするものでないことの確認を徹底すること。</p> <p>② 認定後の発電事業者の変更によって、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置することとなる場合があることから、変更の届出があった場合には、①と同様に、確認を徹底すること。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 意図的未着工案件(注1)対策の回避防止等として禁止した「分割案件」(注2)のおそれがあるものを認定。太陽光発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担増加につながるおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年5月から11月までの間に認定された出力30kW以上50kW未満の太陽光発電設備全32,813設備のうち、1,451設備が「分割案件」のおそれあり 1,451設備のうち、関東・九州経済産業局が管内の877設備について改めて確認したところ、少なくとも712設備(約81%)は「分割案件」のおそれあり 1,451設備のほかに、認定後の発電事業者の変更により「分割案件」と同様の状態が生じたものが6設備 <p>(注1) 買取価格を確定させながら太陽光パネルの価格低下を待つて高い利益を得ようとする意図で発電設備の着工に至らない案件</p> <p>(注2) 発電事業者が特段の理由がないのに同一の又は近接した場所において、例えば出力50kW未満になるよう発電設備を分割して設置しようと認定申請するもの。平成26年度から原則として禁止</p>	<p>→① 出力50kW未満の太陽光発電設備について、経済産業省から委託を受けた一般社団法人太陽光発電協会の代行申請センター(以下「JP-AC」という。)が代行申請するに当たって、まずJP-ACが「分割案件」ではないことの確認を行っているところ、平成27年12月から認定審査時における過去の認定設備及び申請中の設備全ての情報との突合を可能とするシステムを導入し、JP-ACによる確認を徹底している。</p> <p>結果として、「分割案件」のおそれがあると判断された申請数は、システム導入前(平成27年4月から11月まで)は167,428件の申請に対して8,464件(5.1%)だったが、システム導入後(平成27年12月から28年1月まで)は99,667件の申請に対して11,576件(11.6%)となっている。JP-ACは、「分割案件」のおそれがあると判断した全ての申請について、当該「分割案件」の申請者に対し、i)「分割案件」でないことを客観的に証する書類の提出を依頼する、ii)申請を取り下げた上で関連する発電設備をまとめて一つの発電設備として再申請するよう依頼する措置を講じた。</p> <p>② 認定取得後において、軽微変更届出を行い、設置場所等を変更する場合についても、上記と同様の措置を講じた。結果として、「分割案件」のおそれがあると判断された届出数は、システム導入前(平成27年4月から11月まで)は76,339件の軽微変更届出に対して11件(0.01%)だったが、システム導入後(平成27年12月から28年1月まで)は22,928件の申請に対して669件(2.9%)となっている。</p>

勧告事項	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>2 電力系統への接続状況 (勧告要旨)</p> <p>経済産業省は、電力系統への接続に要する費用の透明性を確保するため、電力会社に対し、「再生可能エネルギーの系統連系について」において示された提示方法によって工事費負担金内訳を提示するよう指導する必要がある。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金内訳(注)の提示が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象 161 設備のうち <ul style="list-style-type: none"> ①内訳の提示なし 15 設備 (うち提示を求めたが断られたものが 1 設備) ②内訳の提示不十分 37 設備 (うち詳細な内訳を求めたが断られたものが 1 設備) <p>(注) 発電事業者が電力会社へ接続するために負担しなければならない電線、電力量計等の設置に要する費用(工事費負担金)が合理的かつ必要であることの根拠について、電力会社はその内訳を書面で発電事業者に示さなければならないとされている。</p>	<p>→ 「再生可能エネルギーの系統連系について」(平成 24 年 12 月資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課、省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課)において示された提示方法による工事費負担金内訳の適切な提示を徹底するため、各電力会社に対して、「再生可能エネルギー発電事業者に対する工事費負担金の内訳提示の徹底について」(平成 28 年 1 月資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課、省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課)を发出し、必要な措置を講じてその結果を報告することを要請した。</p> <p>各電力会社からは、自社の工事費負担金提示様式が、「再生可能エネルギーの系統連系について」において示されている、接続に必要な費用の内訳として提示すべき具体的項目等を含んだものであることを確認するとともに、工事費負担金提示様式による工事費負担金内訳の提示を徹底するよう、管内事業所に対し、社内文書により平成 28 年 1 月までに周知を行った旨の報告を受けた。</p> <p>さらに、平成 28 年度中に、各電力会社が講じた措置の運用状況を事後的に検証し、実効性を確保していく予定である。</p>
<p>3 固定価格買取制度に係る収支状況 (勧告要旨)</p> <p>経済産業省は、交付金財源の不足による借入金の借入れに伴い発生する利息や借入手数料等による電気使用者の負担の増加を招かないよう、賦課金単価の算定時において設備導入実績やその傾向等を踏まえ買取電力量の見込みをより精緻化するなど、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 固定価格買取制度では、電気使用者が支払う賦課金を原資として電気事業者が再生可能エネルギーを買取り(注1)</p> <p>(注1) 電気使用者が支払った賦課金は、電気事業者から費用負担調整機関(電</p>	<p>→ 平成 27 年度の賦課金単価算定時に、直近の実績を踏まえ、太陽光発電設備については過去の設備導入量の伸びを勘案する等の算定方法の見直しを行った。これにより、平成 27 年度の賦課金単価(1.58 円/kWh)が適用される期間内(平成 27 年 5 月から 28 年 4 月検針分)に、費用負担調整機関の借入状況は大幅に改善した(平成 28 年 6 月末の借入残高は約 11 億円に減少)。</p> <p>また、借入残高が減少したことを踏まえ、平成 28 年度の賦課金単価算定時には、見直しを行った 27 年度と同様の算定方法を採用するとともに、一設備当たりの設備容量が大きいバイオマス発電設備については、当初予定してい</p>

勧告事項	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>気事業者間の費用負担を調整する機関)に納付金として納付された上で、各電気事業者の買取電力量に応じて、費用負担調整機関から電気事業者に交付金として交付され、再生可能エネルギー電気を買取る財源に充てられている。</p> <p>○ 再生可能エネルギーの買取実績が見込みを上回り(注2)、買取りに必要な財源が不足したため、金融機関から借入れ(平成25年11月から借入れ。26年度末の借入残高約1,424億円)を行い、買取りに必要な財源に充当</p> <p>(注2) 買取電力量：平成25年度 見込み161.1億kWh-実績181.2億kWh (対見込み比112.5%) 平成26年度 見込み239.1億kWh-実績286.0億kWh (対見込み比119.6%)</p> <p>○ 借入れに伴う利息等は賦課金に上乗せ(平成27年3月末時点までの累計で、利息約5.15億円+借入手数料等約3.45億円=約8.6億円)。賦課金を支払う電気使用者の負担が増加</p>	<p>た運転開始予定日のずれによる買取電力量見込みと実績の乖離を少なくするため、改めて発電事業者に対して運転開始予定日を直接ヒアリングすることにより、より精緻に算定した。</p>
<p>4 費用負担調整事務費の状況 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>経済産業省は、費用負担調整業務の収支予算書の認可に当たっては、費用負担調整事務費の大半を占めるシステム業務、システム保守及びシステム修正に係る外注費の積算の合理性を確保するため、費用負担調整機関に対し複数の者から見積りを徴取させる、第三者による評価を受けさせるなど必要な措置を講ずる必要がある。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 費用負担調整機関がその業務を行うために必要な事務費(費用負担調整事務費)は、電気使用者が支払う賦課金を原資としており、合理的なものであることが必要</p> <p>○ 同事務費の大半を占める外注費について、経済産業省は、費用負担調整機関に対し、複数の者から見積りを徴取させるなどの措置を講じないまま、同機関の収支予算書を認可</p>	<p>→ 費用負担調整機関のシステム業務、システム保守及びシステム修正に係る外注費の積算の合理性を確保するため、費用負担調整機関に複数の者からの見積り徴取、第三者による評価を行わせ、同外注費が合理的であることを確認した上で、平成28年度の事業計画書及び収支予算書の認可を行った。</p>